

## 5 居宅療養管理指導

### 【人員基準】

職種	項目	基準内容		
		病院又は診療所	薬局	訪問看護ステーション
従業者 (第85条)	員数	・医師又は歯科医師 ・薬剤師、看護職員、歯科衛生士(歯科衛生士が行う指導に相当するものを行う保健師、看護師、准看護師を含む。)又は管理栄養士・・適当数	・薬剤師	・看護職員

### 【設備基準】

設備等	基準内容
事務室又は専用の区画	病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションであって、事業の運営を行うために必要な広さを有していること。
設備・備品	居宅療養管理指導の運営に必要な設備・備品を備えていること。(当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用可)

### 【介護報酬】

#### (1) 医師又は歯科医師が行う場合

基本報酬	単位	算定要件
居宅療養管理指導費	(1) 500	医師又は歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問し、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月2回を限度に算定。 ・(1)については(2)以外の場合に算定 ・(2)については診療報酬の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する者。 ・(1)について、指定居宅介護支援事業者等に対する情報提供を行わなかった場合には、1回につき100単位を減算。
	(2) 290	
留意事項	指定居宅介護支援事業者等に対する情報提供について、サービス担当者会議への参加を基本とするが、FAXやメール等の文書による情報提供で足りる。	

#### (2) 薬剤師の場合

基本報酬	単位	算定要件
居宅療養管理指導費	(1)(一) 550	医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、薬学的な管理指導等を行った場合に、原則として1月に2回(薬局の薬剤師にあつては4回)を限度として算定する。ただし、厚生労働大臣が定める者(告示23号第六号)に対しては1週に2回、かつ、1月に8回を限度とする。 ・(1)病院又は診療所の薬剤師が行う場合。 ・(2)薬局の薬剤師が行う場合。 ・(一)在宅の利用者に対して行う場合。 ・(二)居住系施設入居者等に対して行う場合。 ・疼痛緩和のため厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬(23号告
	(1)(二) 385	
	(2)(一) 500	

	(2)(二) 350	<p>示第七号)が行われて いる利用者に対して、当該薬剤に関する管理指導を行った場合は、1回につき100単位を加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は算定不可。</li> <li>・医療保険による訪問診療料を算定した日については算定不可。</li> </ul>
留意事項		<p>居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅に入所(居)、又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を受けている者。</p> <p>厚生労働大臣が定める者とは、末期の悪性腫瘍の者又は中心静脈栄養を受けている者。</p> <p>薬局薬剤師が月2回以上算定する場合、算定する日の間隔は6日以上。ただし、がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている場合は週2回かつ月8回に限り算定。</p> <p>医療機関の薬剤師が月2回算定する場合、算定する日の間隔は6日以上。</p> <p>厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬。</p>

### (3) 管理栄養士の場合

基本報酬	単位	算定要件
居宅療養管理指導費	(1) 530	<p>次の基準いずれも適合し、医師の指示に基づき、栄養管理に係る情報提供及び指導等を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が定める特別食(告示第23号の七)を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対し、医師等が共同で栄養ケア計画を作成していること。</li> <li>・利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導等を行い、定期的に記録していること。</li> <li>・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</li> </ul>
	(2) 450	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 在宅の利用者に対して行う場合。</li> <li>・(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合。</li> </ul>
留意事項		<p>利用者又はその家族等に対して行う情報提供及び指導等は30分以上行うこと。</p> <p>栄養ケア計画の見直しは概ね3月を目途とする。</p> <p>居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅に入所(居)、又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を受けている者。</p> <p>厚生労働大臣が定める特別食とは、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)</p>

### (4) 歯科衛生士等の場合

基本報酬	単位	算定要件
居宅療養管理指導費	(1) 350	<p>次の基準いずれも適合し、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、指示を行った歯科医師の訪問歯科診療の日から起算して3月以内に実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者に対し、歯科衛生士等が当該利用者を訪問し、歯科医師等その他の職種の方が共同</li> </ul>

	(2) 300	<p>して管理指導計画を作成していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内での清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導等を行い、定期的に記録していること。</li> <li>・利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</li> <li>・(1) 在宅の利用者に対して行う場合。</li> <li>・(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合。</li> </ul>
留意事項	<p>歯科衛生士等とは、歯科衛生士、保健師又は看護職員。</p> <p>歯科衛生士等が療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃等に関する実地指導を1対1で20分以上実施する場合に算定。ただし、実地指導が単なる日常的口腔清掃等、療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定不可。</p> <p>居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅に入所（居）、又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を受けている者。</p>	

#### (5) 看護職員の場合

基本報酬	単位	算定要件
居宅療養管理指導費	400	<p>通院が困難である利用者であって、医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断した者に対して、当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行った場合に、新規認定、更新認定又は要介護認定区分の変更の認定に伴い作成された居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを開始してから、2月以内に行われた場合に算定し、2月に1回を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・准看護師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位の100分の90に相当する単位数を算定。</li> </ul>
留意事項	<p>利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、算定しない。</p>	

### 5 - 2 介護予防居宅療養管理指導

【人員基準】【設備基準】【介護報酬】・・・「5 居宅療養管理指導」の基準に同じ